

後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ



令和8年8月以降の医療機関などへのかかり方について

以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢基準としています。

・85歳以上の方全員

・84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方※1
(マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

新たな資格確認書をお送りしていますので、これまでどおり受診できます。

※資格確認書に限度区分の記載が必要な方は、窓口申請することで記載ができます。

・84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されている方※2

資格情報のお知らせをお送りします。引き続きマイナ保険証での受診をお願いします。

資格情報のお知らせ（A4サイズ）は大切に保管してください。

※資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒に提示すると受診できます。

※以下のような方は市の担当窓口への申請により、8月1日以降も資格確認書が交付されます。

・マイナナンバーカードを紛失した方や更新中の方

・介助者などの第三者が要配慮者同行して医療機関窓口における資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合など

※1 マイナ保険証を普段から利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段から利用している方は、以下の条件をどちらも満たす方です。

① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している

② 直近3ヶ月以内にマイナ保険証を利用している

マイナ保険証の利用状況は、お届けした資格確認書または資格情報のお知らせを作成した時点の情報になります。

国民健康保険医療費状況（令和8年4月分）

医療費総額	269,971,314円	医療費1人当たりの負担内訳	
国保加入者数（4月末）	6,700人	市（国保）負担額	35,335円 （全体の約87.7%）
1人当たりの医療費 （医療費総額／国保加入者数）	40,294円 （前年同月比7.52%減）	個人負担額	4,959円



知って納得！

国民健康保険

■問い合わせ先：

健康長寿課 健康増進グループ

TEL 472-1111（内線 251～253）

8月は「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の切換え時期です

現在お持ちの資格情報のお知らせ（70歳以上の方）及び資格確認書の有効期限は、7月31日です。8月1日以降は、7月中旬頃に郵送する新しい「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」をお使いください。ただし、70歳未満の方で資格情報のお知らせがすでに交付されている場合は新規発行及び送付されません。後期高齢者医療保険の85歳以上の方は全員に資格確認書が送付されます。84歳以下の方はマイナ保険証の利用実績に応じて資格確認書又は資格情報のお知らせが送付されます。詳しくは21ページをご確認ください。

8月に入っても「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の違い

マイナナンバーカードの保険証利用登録が完了している方は、マイナ保険証を医療機関のカードリーダーに読み取らせて受診してください。

マイナナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方は「資格確認書」を医療機関窓口で提示することにより受診ができます。

国民健康保険「資格情報のお知らせ」について



マイナ保険証の利用登録をされている方には「資格情報のお知らせ」が届きます。
（※ **すでに発行済みの方は届きません。**）

8月以降は「マイナ保険証」にて医療機関を受診することになります。

「資格情報のお知らせ」は、マイナナンバーカード読み取り機の故障などの場合にマイナ保険証と一緒に提示して資格確認を行うもので、「資格情報のお知らせ」は負担割合など記載事項に変更がない限り使用できますので、定期的な発行はありません。発行された「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。

資格情報のお知らせの右下部分を切り取って、マイナ保険証と一緒に保管してください。



国民健康保険・後期高齢者医療「資格確認書」について

これまでの保険証と同じで、医療機関窓口で提示することにより受診できます。

国民健康保険：緑色 後期高齢者医療：赤色 の資格確認書が届きます。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナナンバーカードの取得、マイナナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

マイナナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーから行うことができます。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「マイナナンバーカードの保険証利用について」をご覧ください。



「資格確認書」などはこの青い封筒で送付します。



厚生労働省
ホームページ